

○拳銃等の譲受け許可事務に関する規程

(平成 7 年 7 月 12 日公安委員会規程第 3 号)

改正 平成 13 年 7 月 2 日公安委員会規程第 6 号 平成 16 年 3 月 19 日公安委員会規程第 1 号
平成 20 年 3 月 18 日公安委員会規程第 1 号 平成 23 年 2 月 25 日公安委員会規程第 1 号
令和 4 年 3 月 10 日公安委員会規程第 3 号

けん銃等の譲受け許可事務に関する規程を次のように定める。

けん銃等の譲受け許可事務に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、岡山県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が銃砲刀剣類所持等取締法(昭和 33 年法律第 6 号)第 27 条の 3 の許可を行うに当たり必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 拳銃等の譲受け 拳銃等若しくは拳銃部品の譲受け若しくは借受け又は拳銃実包の譲受けをいう。
- (2) 拳銃等犯罪捜査 拳銃等、拳銃部品又は拳銃実包に関する犯罪捜査をいう。

(許可申請手続)

第 3 条 拳銃等の譲受けを行おうとする警察官又は海上保安官は、拳銃等の譲受け許可申請書(様式第 1 号)を所属長を経由して刑事部組織犯罪対策第二課長に対して送付するものとする。

(審査手続)

第 4 条 刑事部組織犯罪対策第二課長は、許可申請書を受理した場合は、速やかに申請の内容を公安委員会に上申するものとする。

2 公安委員会は、申請の内容が次の基準を満たす場合は、許可するものとする。

- (1) 申請者が警察官又は海上保安官であること。
- (2) 拳銃等犯罪捜査に当たり拳銃等の譲受けを行うものであること。
- (3) 拳銃等の譲受けが必要であること。
- (4) 密売行為を著しく助長するおそれがないこと(1 丁当たりの譲受け予定金額が非常に高額でないこと等により判断する。)。
- (5) 拳銃等の譲受けに当たり周辺住民に危害が及ぶこと(拳銃実包にあっては、加えて災害が発生すること)を防止するための措置が講じられていること(譲受け予定年月日及び譲受け予定場所、危害予防(拳銃実包にあっては、加えて災害防止)のために講じられる警察官又は海上保安官の配置方法、体制等により判断する。)。

(6) 譲り受けた拳銃等について、危害予防(拳銃実包にあつては、加えて災害防止)上適切な保管、管理及び処分がなされること。

(許可の通知)

第5条 公安委員会は、第3条の申請を許可した場合には拳銃等の譲受け許可通知書(様式第2号)を、許可しなかった場合にはその旨を、申請者の所属する所属長を経由して申請者に通知するものとする。

(結果の通知)

第6条 拳銃等の譲受けの許可を受けた警察官又は海上保安官は、当該許可に基づいて拳銃等の譲受けを行った場合には、拳銃等の譲受け結果通知書(様式第3号)により、拳銃等の譲受けを行わなかった場合にはその旨を、所属長を経由して公安委員会へ通知しなければならない。

(保秘の徹底)

第7条 許可の申請、公安委員会の許可、譲受けの実施内容等については、拳銃等犯罪捜査上の秘密に関わるものであることに鑑み、保秘を厳正にしなければならない。

(文書の保存)

第8条 文書の保存は、次のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
拳銃等の譲受け許可申請書	組織犯罪対策第二課	長期
拳銃等の譲受け結果通知書	組織犯罪対策第二課	長期

附 則

この規程は、平成7年7月12日から施行する。

附 則(平成13年7月2日公安委員会規程第6号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年3月19日公安委員会規程第1号)

この規程は、平成16年3月23日から施行する。

附 則(平成20年3月18日公安委員会規程第1号)

この規程は、平成20年3月21日から施行する。

附 則(平成23年2月25日公安委員会規程第1号)

この規程は、平成23年3月9日から施行する。〔以下略〕

附 則(令和4年3月10日公安委員会規程第3号)

この規程は、令和4年3月11日から施行する。ただし、第2条中岡山県公安委員会事務決裁規程第5条及び別表の改正規定は、令和4年3月15日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

拳銃等の譲受け許可申請書

[別紙参照]

様式第2号(第5条関係)

拳銃等の譲受け許可通知書

[別紙参照]

様式第3号(第6条関係)

拳銃等の譲受け結果通知書

[別紙参照]